

平成 18 年 7 月

会 員 各 位

社団法人東京建設業協会

「災害時における救助・救急業務に関する協定」に係る運用協力について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃当協会の運営に種々ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当協会では、以前より東京消防庁と「災害時における救助・救急業務に関する協定（昭和 57 年 2 月 1 日締結）」を締結し、災害時の応急業務協力の一環として連携を図ってまいりました。

さて、東京消防庁では、震災等の大規模災害において特別区内の消防団員が保有する重機等の操作技能を有効に活用するための災害活動要領を平成 18 年 9 月 1 日からの実施予定としています。（別添概要図参照）

そこで、当協会との協定に基づき、各消防署長が会員の方々に対し、建設資機材及び労力の出動を要請することとしておりますが、災害活動要領の一つとして、夜間及び休日におけるオペレーター不在時等に、特別区内各消防署長の所轄の下、重機等の操作技能を保有する消防団員を活用することを申し合わせたいという依頼がありました。

つきましては、会員の皆様におかれましては、本内容について周知していただきますとともに、特別区内各消防署長から消防署管轄区域内の事業所に対して直接連絡される予定となっておりますので、貴社にご了解とご協力をお願いする次第です。

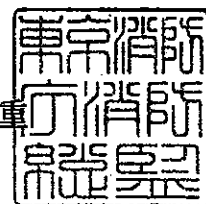
尚、ご不明の点につきましては当協会業務課（箕田）までご連絡頂きます様お願い申し上げます。



18防消第277号
平成18年6月27日

社団法人東京建設業協会
会長 山田 恒太郎 殿

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重



災害時における救助・救急業務に関する協定に係る運用協力について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防業務につきましましては多大なご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当庁では、震災等の大規模災害において特別区内の消防団員が保有する重機等の操作技能を有効に活用するための災害活動要領を平成18年9月1日から実施することといたしました。（概要図：別添えのとおり。）

現在、貴協会と締結している「災害時における救助・救急業務に関する協定（昭和57年2月1日締結）」に基づき、各消防署長が貴会会員に対し、建設資機材及び労力の出動を要請することとしておりますが、会員のご理解とご協力を得られた場合には、災害活動要領の一つとして、夜間及び休日におけるオペレータ不在時等に、特別区内各消防署長の所轄の下、重機等の操作技能を保有する消防団員を活用することを申し合わせたいと存じます。

問い合わせ先

東京消防庁防災部消防団課

担 当 阿部 沼尾

内 線 4922 4924

電 話 03-3212-2111

消防団員を活用した災害活動要領の概要図

